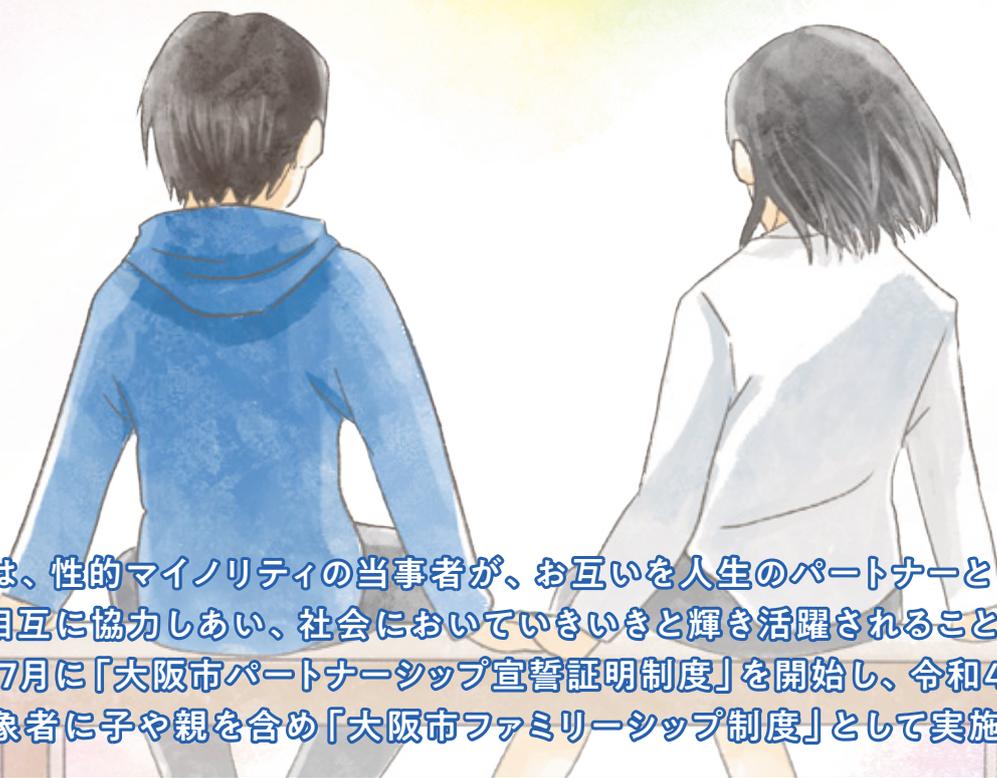


ふたりの想いを、見守ります



大阪市では、性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力しあい、社会においていきいきと輝き活躍されることを期待して、平成30年7月に「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、令和4年8月からは宣誓の対象者に子や親を含め「大阪市ファミリーシップ制度」として実施しています。

大阪市ファミリーシップ制度

性的マイノリティの当事者が、家族として相互に協力し合う「ファミリーシップ関係」として宣誓されたことを、大阪市として公に証明する制度です。

宣言により、例えば…

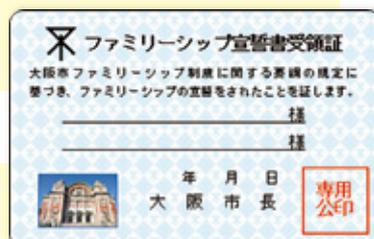
- 大阪市営住宅の入居資格・同居承認資格の対象になります。
- 大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の対象になります。

性的マイノリティの方に対する社会的な理解が一層促進され、様々な民間サービスにも波及することを期待しています。

宣誓することができる方

- ともに成年に達していること。
- 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- ともに相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。
- ファミリーとして宣誓される場合は、パートナーシップ関係にある者の子や親であること。

宣誓書受領証
(見本)



お問合せ・ご予約

大阪市人権啓発・相談センター

☎ 06-6532-7631 FAX 06-6532-7640

(平日9時～17時30分)

✉ familyship@city.osaka.lg.jp

大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
「にっこりーな」



制度詳細はこちら

大阪市 ファミリーシップ制度



令和4年度 人権啓発キャッチコピー入選作品をご紹介します!

人権問題の各テーマに沿ったキャッチコピーを令和4年9月から10月にかけて募集したところ、5,389作品のご応募をいただきました。その中から入選作品の一部をご紹介します。



大阪市長賞

小学生(低学年)の部

がんばって ゆうきをだして 「もうやめて」 (つづく はなこ 都筑 華子さん)

小学生(高学年)の部

悪いこと、悪いと言える、勇気もて、 (ペンネーム IKさん)

中学生の部

そのイジメ 見て見ぬふりが 正しいか (いば ことの 射庭 紀乃さん)

高校生の部

嫌なことを 嫌だと言える それが友 (なかたに さあや 中谷 紗彩さん)

一般の部

守られたこどもが守るひとになる (いわなか みきお 岩中 幹夫さん)



その他の入選作品については、大阪市ホームページをご覧ください。



料金受取人払郵便

大阪西局
承認

2470

差出有効期間
令和5年4月
30日まで

(切手不要)

5 5 0 8 7 9 0
527

大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行

キリトリ
✂

「本人通知制度」をご存知ですか?

大阪市では、代理人や第三者の請求にもとづいて住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を交付した場合、その事実を本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。「本人通知制度」は、委任状を偽造して証明書を請求したり、使用目的を偽って証明書を取得するといった不正な請求を抑止し、不正取得による犯罪や身元調査から市民の皆さまを守ることを目的としています。

～通知を希望する方は、事前に登録を！～

「本人通知制度」のご利用には、登録申請が必要で、お住まい(又は本籍地)の区役所(又は区役所出張所)で受け付けます。また、郵便等による方法も可能です。登録される本人または代理人(法定代理人または任意代理人)により申請してください。

【通知内容】

- 証明書の交付年月日
- 交付した証明書の種別(住民票の写しなど)
- 交付した証明書の通数
- 交付申請書の種別(第三者、代理人、職務上請求)

※交付請求者の氏名や住所などについては通知されません。

詳しくは大阪市ホームページ「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について」をご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html>



大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。専門の相談員が対応します。

プライバシーには十分配慮しています。安心してご相談ください

電子メールによる相談もできます！



<https://jinken-net.jimdo.com/consultation/>

専門相談員による人権相談

なやみゼロ
☎ 06-6532-7830
FAX 06-6531-0666

相談時間 月～金 9:00～21:00
日・祝 9:00～17:30

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)は休業

※人権相談の受付は、相談時間終了の**30分前**までです。

「KOKOROねっと」音訳版

視覚に障がいをお持ちの方々に聞いていただけるよう、音訳ボランティアグループの皆様のご協力により、音声デジター版を発行しています。音声デジター版のCDをご希望の方は大阪市人権啓発・相談センターまでご連絡ください。また、MP3形式の音声は大阪市ホームページから聞いていただくことができます。

大阪市人権啓発・相談センター

☎ 06-6532-7631

(平日、午前9時から午後5時30分)

FAX 06-6532-7640

E-mail ca0016@city.osaka.lg.jp

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000081942.html>



大阪市人権啓発・相談センター

LINE

大阪市の人権に関する取り組みや人権問題の今日的なテーマやクイズなどを週1回配信しています！

友だち追加
ID・QRコード



@osaka7830

「KOKOROねっと」バックナンバーのお知らせ



これまで発行した「KOKOROねっと」のバックナンバーについて、大阪市ホームページに掲載しています。過去に特集した記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。

「KOKOROねっと」
バックナンバー



<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html>

大阪市人権啓発・相談センターなどの情報はこちら

大阪市人権啓発・相談センターホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000095095.html>



大阪市民局 Facebook

<https://www.facebook.com/osakashiminkyoku/>



KOKOROねっと 読者アンケート

KOKOROねっと No.52 アンケートはがき

下記事項のあてはまる番号を○で囲むか、必要事項をご記入ください。

質問 1

この情報誌を、どこで入手されましたか？
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



- 1 駅構内 2 市役所・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ 6 デジタルブック
7 その他()

質問 2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？
(複数回答可)

- 1 こども基本法で進化しよう、日本 末富 芳さん(P.1～2)
2 「さとおや」ってなあに??(P.3)
3 「インターネットにおける人権侵害」をテーマにした啓発ポスターを作成しました(P.4)
4 ふたりの想いを、見守ります 大阪市ファミリーシップ制度(P.5)
5 大阪市からのお知らせ(P.6)

質問 3

あなたは、人権について関心がありますか？

- 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない

質問 4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか？

- 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった

質問 5

今後もこのような情報誌を読みたい(発行したほうが良い)と思いますか？

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

質問 6

あなたの年代をお聞かせください。

- 1 10代 2 20代 3 30代
4 40代 5 50代 6 60代以上

質問 7

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

7

◆次回のKOKOROねっとNo.53は、令和5(2023)年6月発行の予定です。
主な設置・配付場所:市役所・区役所・大阪メトロ駅構内・市立各図書館等

キリトリ

